

【労働者の介護への対応状況】

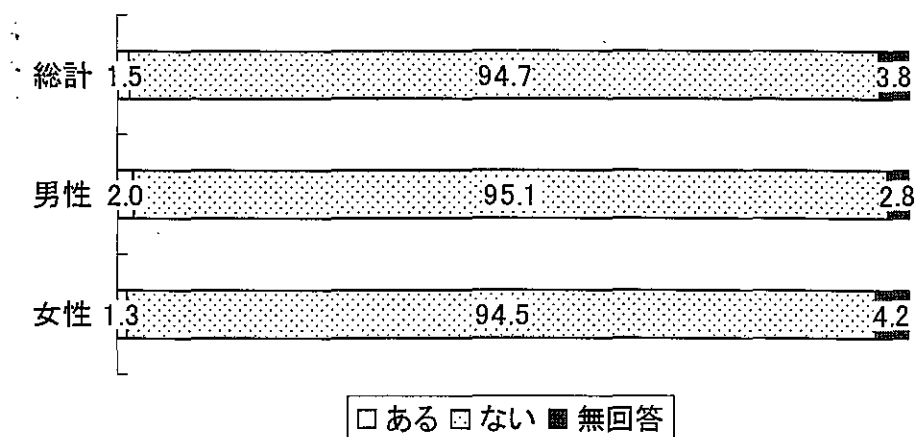
○介護のために必要だった連続休暇（％）

連続した休みは必要なかった	82.7
連続して2週間未満	8.0
連続して2週間～1ヶ月未満	2.5
連続して1ヶ月～3ヶ月未満	2.5
連続して3ヶ月～6ヶ月未満	1.0
連続して6ヶ月～1年未満	0.3
連続して1年以上	3.0

注) 調査対象は、現在要介護家族（40歳以上）がいる者のうち、介護開始当時雇用者であったもの N=600

出典：JILPT「介護休業制度の利用拡大に向けて」（2006年）

○介護休業取得の有無（％）



注) 調査対象は、現在要介護家族がいる者 N=942

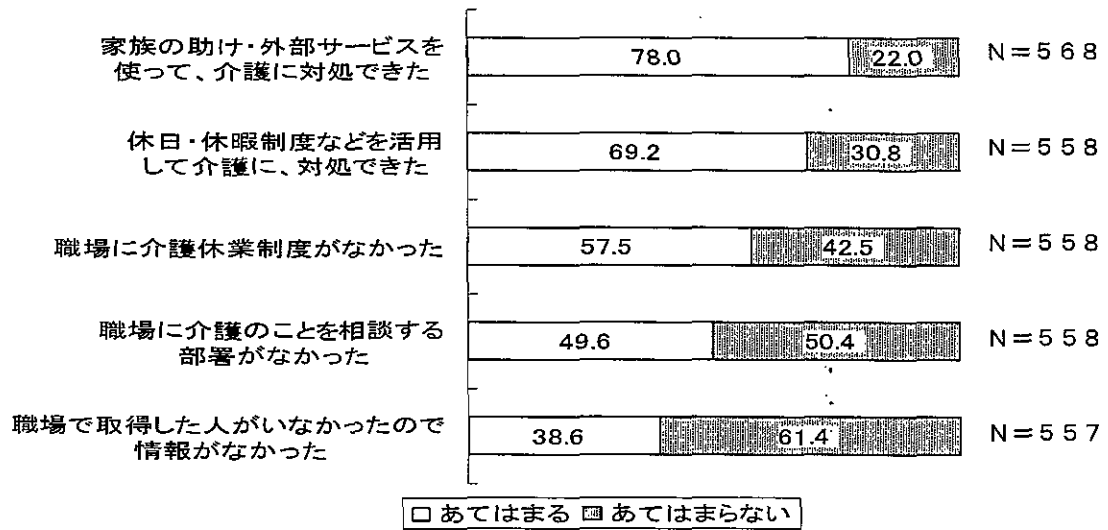
出典：JILPT「介護休業制度の利用拡大に向けて」（2006年）

○常用労働者に占める介護休業取得者の割合（％）

男女計	0.04
男性	0.02
女性	0.08

注) 常用労働者に占める H16. 4. 1～H17. 3. 31 に介護休業を開始した者の割合
 出典：女性雇用管理基本調査（平成17年度）

○介護休業を取得しなかった理由（％）



注) 調査対象は、現在要介護家族（40歳以上）がいる者のうち、介護開始当時雇用者であったもの
 出典：JILPT「介護休業制度の利用拡大に向けて」（2006年）

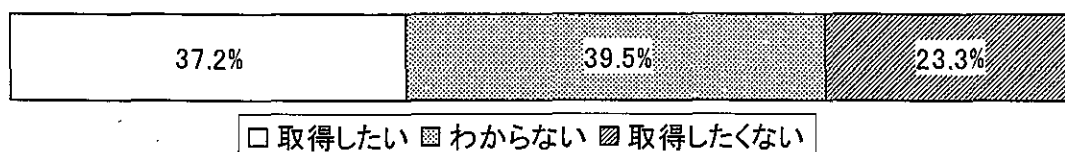
○介護のための年次有給休暇・欠勤・遅刻・早退等経験の有無（％）

ある(%)	全体	開始時の雇用形態		開始時の仕事	
		正規雇用	非正規雇用	継続	離・転職
年次有給休暇	48.2	61.9	33.9	49.9	42.8
早退	44.9	39.9	50.0	45.1	44.2
遅刻	36.4	30.3	42.8	35.2	40.4
欠勤	28.4	14.2	43.0	26.4	34.8
年休以外の休暇制度の利用	14.4	16.0	12.7	14.5	14.0
休職	5.8	3.1	8.7	5.1	8.1

注) 調査対象は、現在要介護家族（４０歳以上）がいる者のうち、介護開始当時雇用者であったもの

出典：JILPT「介護休業制度の利用拡大に向けて」（２００６年）

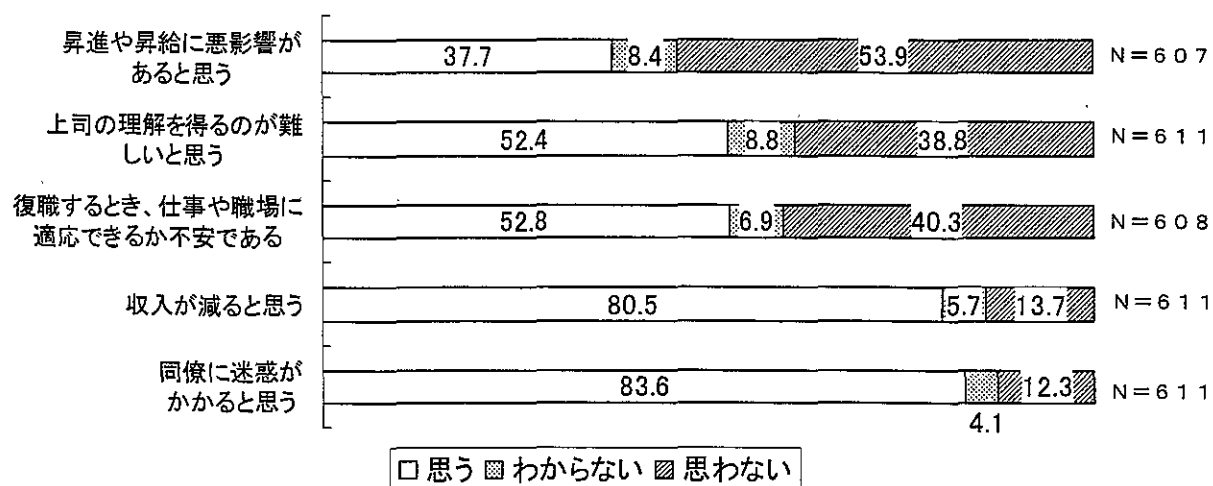
○今後の介護休業の取得希望（％）



注) 調査対象は、現在要介護家族（４０歳以上）がいる雇用者（介護休業取得経験の有無は問わない） N=559

出典：JILPT「介護休業制度の利用拡大に向けて」（２００６年）

○介護休業取得時の懸念材料（％）



注) 調査対象は、現在要介護家族（40歳以上）がいる雇用者
 出典：JILPT「介護休業制度の利用拡大に向けて」（2006年）

4 実効性の確保について

○ 育児休業期間中の定期昇給の取扱い

(%)

	総計					定期昇給の制度がない	不明
		定期昇給制度あり	定期昇給時期に昇給する	復職後に昇給する	休業期間中の定期昇給は行わずに復職後の定期昇給に持ち越す		
【総計】	100.0	57.7 (100.0)	(24.5)	(23.7)	(51.9)	35.5	6.8

事業所総数=100.0%

出典：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成17年）

○ 賞与の算定の際の育児休業期間の取扱い

(%)

	総計	賞与制度あり					賞与の算定の際の休業期間の取扱いは特に決めていない	賞与の制度がない	不明
			休業期間も休まなかったものとみなして支給する	休業期間も一定程度出勤したものとみなして支給する	出勤日又は休業期間に応じて支給する	その他の取扱いを決めている			
【総計】	100.0	77.9 (100.0)	(3.7)	(2.5)	(62.7)	(7.0)	(24.1)	17.2	4.9

事業所総数=100.0%

出典：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成17年）

○ 育児休業復職後の職場・職種の取扱い

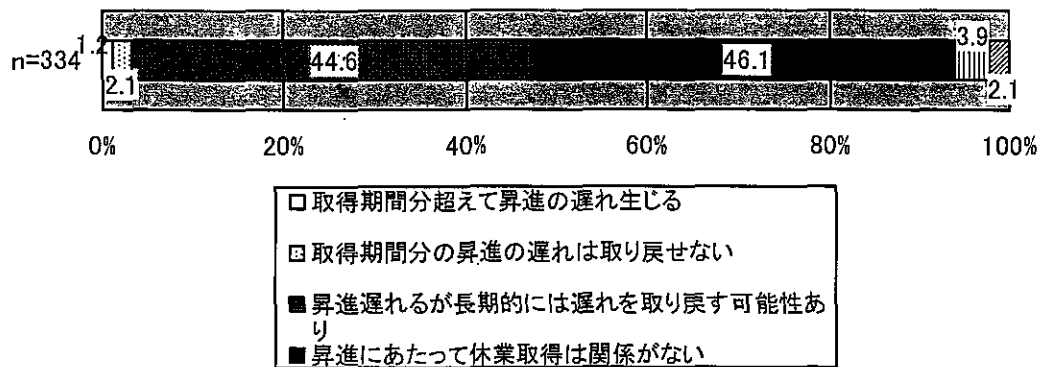
(%)

	総計	原則として 原職又は原 職相当職に 復帰する	本人の希望 を考慮し会 社が決定す る	会社の人事 管理等の都 合により決 定する	不明
【総計】	100.0	66.6	15.4	11.1	6.9

事業所総数=100.0%

出典：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成17年）

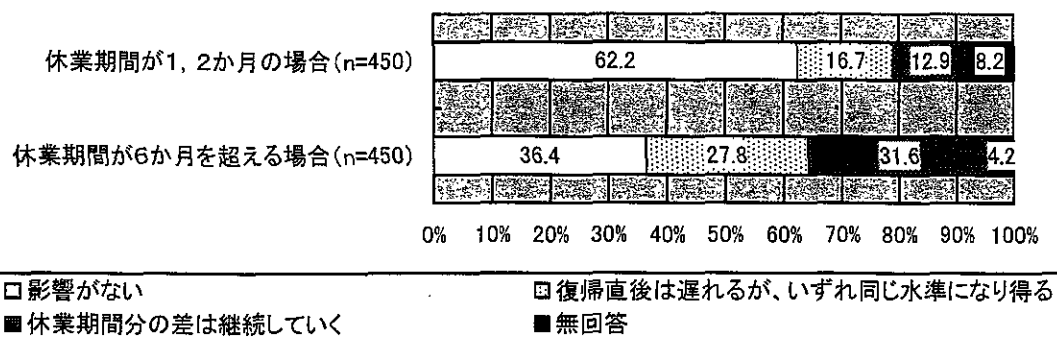
○ 育児休業取得後の昇進の取扱い



III

出典：21世紀職業財団「男性の育児参加促進研究会報告書」（平成19年）

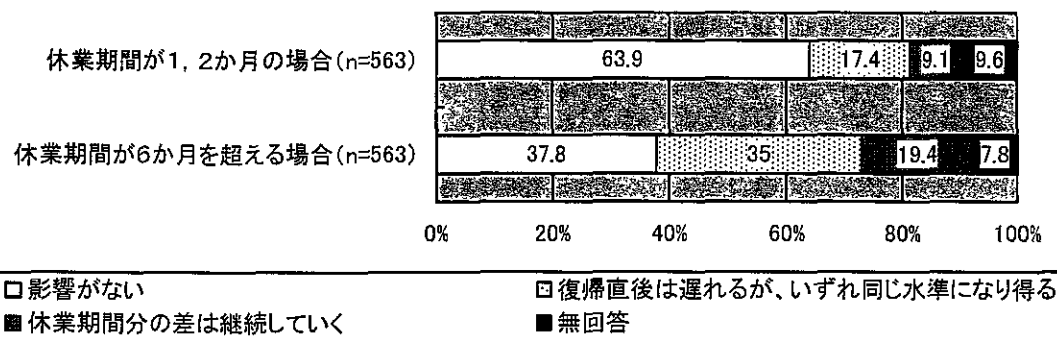
○ 育児休業を取得した場合の定期昇給に対する影響(定期昇給がある企業について)



注) 定期昇給制度がある企業は回答企業 563 社中 79.9%で、その企業を母数とする割合である。

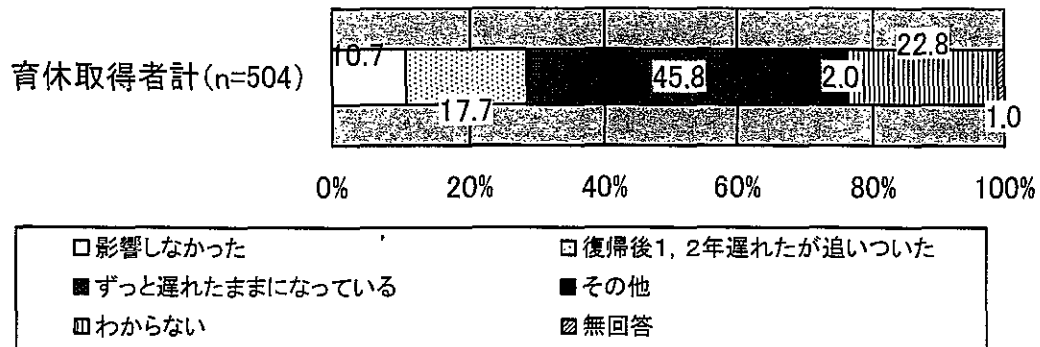
出典：ニッセイ基礎研究所「男性の育児休業取得に関する研究会報告書」(平成15年)

○ 育児休業を取得した場合の昇格・昇級に対する影響



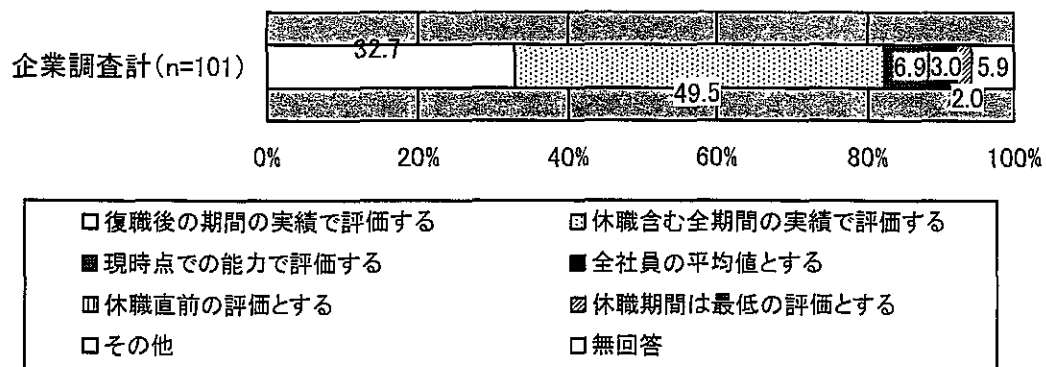
出典：ニッセイ基礎研究所「男性の育児休業取得に関する研究会報告書」(平成15年)

○ 育児休職を取得したことによる昇進・昇格への影響の有無



出典：電機連合「仕事と生活の調和に関する調査」(平成19年)

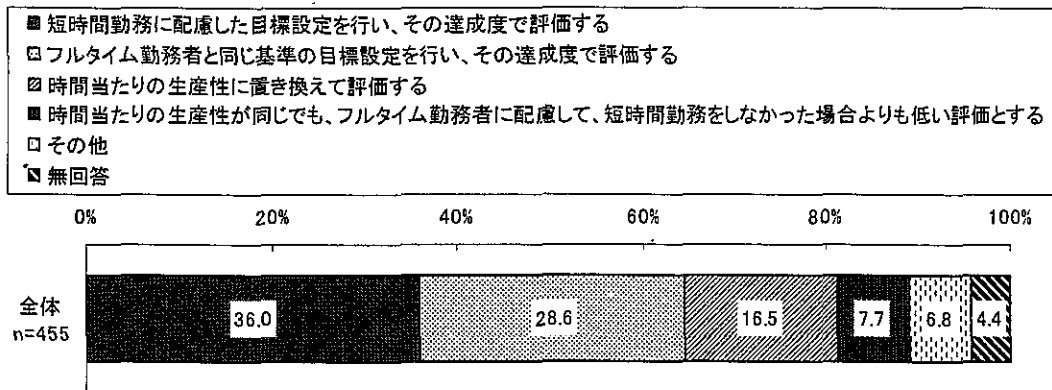
○ 復帰後の最初の人事考課について



注)「休業直前の評価とする」「無回答」はゼロ件。

出典：電機連合「仕事と生活の調和に関する調査」(平成19年)

○ 短時間勤務を利用する場合の業績評価



注) 調査対象は「10人以上規模企業」

出典：ニッセイ基礎研究所「今後の仕事と家庭の両立支援に関する調査」(集計中)

○ 平成18年度 育児・介護休業法関係業務件数(都道府県労働局)

相談・指導等件数

(件)

育児関係	相談	うち労働者からの相談	法第56条に基づく助言、指導等	
			助言	指導
(制度)				
休業制度	12,197	1,502	4,951	516
子の看護休暇の制度	3,798	358	4,176	462
時間外労働の制限	2,219	176	3,765	422
深夜業の制限	2,192	212	2,544	265
23条の措置	6,346	720	3,643	374
24条の措置	1,033	74	3,801	0
その他	4,396	483	1,120	0
小計	32,181	3,525	24,000	2,039
(労働者の権利に関する事案)				
休業に係る事案	1,641	861	18	1
期間雇用者の休業	456	229	8	0
休業に係る不利益取扱	1,262	722	29	7
子の看護休暇の制度	179	123	3	1
時間外労働の制限	111	82	2	1
深夜業の制限	201	123	4	1
23条の措置に係る事案	708	444	12	1
24条の措置に係る事案	65	33	1	0
労働者の配置に関する配慮	199	140	11	1
その他	391	199	13	0
小計	5,213	2,956	101	13
合計	37,394	6,481	24,101	2,052

介護関係	相談	うち労働者からの相談	法第56条に基づく助言、指導等	
			助言	指導
(制度)				
休業制度	5,500	337	5,073	523
時間外労働の制限	1,613	24	3,732	417
深夜業の制限	1,513	29	2,461	253
23条の措置	2,793	89	4,758	500
24条の措置	219	9	407	0
その他	919	48	323	0
小計	12,557	536	16,754	1,693
(労働者の権利に関する事案)				
休業に係る事案	344	102	1	0
期間雇用者の休業	29	11	0	0
休業に係る不利益取扱	75	28	4	1
時間外労働の制限	9	0	0	0
深夜業の制限	10	1	0	0
23条の措置に係る事案	43	13	0	0
24条の措置に係る事案	5	1	0	0
労働者の配置に関する配慮	91	86	6	0
その他	31	8	1	0
小計	637	250	12	1
合計	13,194	786	16,766	1,694

職業家庭両立推進者	相談
合計	191

助言	指導
4,548	0

総計	50,779
----	--------

45,415	3,746
--------	-------

